

## 第5回真田地域協議会 会議録

日 時	平成19年9月25日(火) 午後7時から午後9時00分まで
会 場	真田地域自治センター3階 301会議室
出席委員	内田雅久委員、一本鎗武志委員、上原和彦委員、大久保秀則委員 桑田まなみ委員、小金敏展委員、小林友美委員、坂口恒子委員 佐藤和雄委員、佐藤公至委員、清水潤委員、花岡静枝委員 堀内美子委員、三井勇二委員、宮下蘭子委員、村本貴代春委員 山崎寿雄委員
欠席委員	飯島功委員、武捨純子委員、山崎隆喜委員
市側出席者	小市センター長、センター全課長 清水都市建設課長、小相沢調査計画担当係長、児玉主任 渡辺センター次長兼地域振興課長、塚田地域政策係長、宮島主査

1 開会(佐藤副会長)

2 会長あいさつ(清水会長)

3 真田地域自治センター長あいさつ(小市センター長)

4 会議事項

(1) 上田市都市計画マスタープラン策定について(地域別構想)【資料1~4】

(会長)

会議事項を始めます。都市計画課の皆さんから説明をお願いします。

(都市計画課長)

~概要説明~

上田市都市計画マスタープラン(地域別構想)の策定あたっては、各地域協議会のみなさんにご意見やご提言をいただきながら進めてまいります。本日は上田市都市計画マスタープランとはどういうものなのかの説明をさせていただきます。

昨年、地域協議会で協議いただいた市総合計画の「まちづくり方針」がまちづくりの基本的な構想にあたるのに対して、この都市計画マスタープランは市総合計画の下部計画として、これからまちづくりをしていく上で、道路や公園などをどのように整備していくのかという計画です。旧真田町では都市計画制度がありませんでしたので、馴染みが無いと思いますが、旧上田市地域と旧丸子町地域では都市計画法に基づき、既に平成11・12年にこのプランが策定されています。今回は合併して新市となりましたので、市全体を一体とした考え方でこのマスタープランを策定していくこととなります。合併協議でも3~5年でこの計画を策定することになっており、実際には昨年度から策定作業を始めています。昨年度は多くの市民の意見を反映させたいという意味で市民アンケート調査を実施しました。また、マスタープランを策定していく上で基本となる人口ですとか社会動態といった基礎調査も実施しました。平成18年度から平成20年度の3カ年で策定する中で、本年度から本格的な審議を始めしていくこととなります。

マスタープランは全体構想と地域別構想に分けられます。各地域協議会には、この地域別構想を立てていただきたいと考えています。市総合計画で地域別のまちづくり方針がまとまっていますので、それをもう少し具体的にしたものを策定することとなります。総合計画では、広い意味でのまちづくりを表現した計画になりましたが、このマスター

プランでは、例えば主要幹線道路 線・ 公園を整備するといった、もう少し具体的で個別の構想をまとめてまいります。全てを計画に盛り込むことは難しいので、この協議会では真田地域として将来に向かって何が大切かという視点で協議していただくこととなります。

マスタープラン策定にあたっての課題としては、都市計画区域の見直し・用途地域の見直し・都市施設（主に道路など）の見直し・地区計画の活用の4つがあります。

真田地域のマスタープラン策定（地域別構想）に際しては、旧真田町長期振興計画や上田市総合計画（まちづくり方針）等をまとめさせていただいたものを「たたき台」として協議していただきます。

ただ、都市計画区域という問題がありまして、真田地域と武石地域は今まで都市計画区域が設定されていませんでした。新上田市になったことに伴い、都市計画区域の見直しについても協議会からのご意見をいただきたいと思っております。

本日1回の説明では、分かりにくい面が多いと思います。資料を読んでいただくなかで、分からないことは遠慮なく都市計画課にお問い合わせください。今後何回かの協議会で協議を重ねていただくなかで真田地域の地域別構想を策定していただきますようお願いいたします。

（小相沢係長）

- ・上田市都市計画マスタープランについて【資料1】の説明

（児玉主任）

- ・地域別構想について【資料2】の説明
- ・まちづくりアンケートの結果【資料3】の説明
- ・地域協議会における検討スケジュール（案）【資料4】の説明
- ・「真田地域構想の主要項目」に関する意見記入シートの説明

（会長）

多くの資料の説明をいただきました。委員にご意見を伺う前に、現在真田地域には都市計画区域が設定されていません。この地域協議会でマスタープランを答申することによって、この協議会が真田地域への都市計画区域の設定を容認したように受け止められるのではないかと。それとも、都市計画区域の設定とは全く別の問題としてマスタープランの地域別構想を作っていくのか。

もう一つは、資料の最後部分の参考（都市計画区域の検討・まちづくりルールの活用・都市施設の見直し）についても時間を割いて協議するのか。

（都市計画課長）

大原則というか、国で言っているのは、都市計画区域（上田・丸子）にマスタープランを作成しなさいということなのです。しかし、上田市としては、道路・公園などの都市施設や土地利用のあり方・開発の在り方等について市全体を一体として考えていこうとするのが今回のマスタープラン策定方針であって、それが即、都市計画区域の見直しに直結するものではございません。新上田市より先に合併した長野市でもマスタープランをまとめた経緯がありまして、旧戸隠村、旧鬼無里村の地域も含めたマスタープランが策定されましたが、現在も旧村両地域は都市計画区域に入っていない状態です。

上田と丸子の都市計画区域だけの計画でまとめるということではなくて、新市は道路もつながる一緒の生活圏でありますので、一体としての地域別構想や全体構想などでまとめていくべきと進めているところです。

参考部分の協議についてですが、今日の説明だけですと時間の関係もありまして、都市計画区域について深い説明ができませんので、どこかのタイミングで説明させていただきます。協議会には地域別構想の策定とは別に都市計画区域についての説明をさせていただきます、十分に都市計画区域を認識していただいた上で、都市計画区域の見直しにつ

いてのご意見等を聞きたいと考えています。地域協議会が地域住民の代表する組織であることは理解していますが、区域設定についてはここだけで決められる問題ではありません。

今後のマスタープランのまとめ方については、検討する期間がまだありますので、今後協議しながら進めていきたいと考えています。

(会長)

地域協議会ではマスタープランの地域別構想を作っていくにあたり、なんとなく真田地域を都市計画区域として設定して良いという議論と、それとは全く別で都市計画区域の見直しの議論していくのかを整理する必要があると思いましたので質問しました。

地域別構想と都市計画区域の見直しとは直接関係ないということ。そして都市計画区域の見直しについてはどこかの時点で説明があり、その時期に意見を申し上げるということによろしいのでしょうか。

(都市計画課長)

はい。結構です。

(会長)

意見記入シートの宿題もありましたので、質問等ありますでしょうか。

(都市計画課長)

付け加えさせていただきたいことがあります。真田地域の構想(案)については、主に旧真田町で策定された長期振興計画から抜き出したものですので、総合計画と同じように総花的な表現のものがあがっています。例として付けました以前作成した神科豊殿地区のものを見ていただくと分かるように、具体的な市道や国道などの記載になっていることが分かります。最後にはこのように方針(項目)をうまくまとめていければと思っています。今日、お配りした意見記入シートには、例えば長地区と傍陽地区を結ぶ道路の整備だとか、何々川が危険なので改修してほしいといった各委員が日頃感じていることを具体的に書いてください。自宅裏の側溝整備といった細かいものでなく、真田地域として必要なものという視点で記入をお願いします。

(会長)

あまり細かいけれど、ある程度具体的にということですね。

(都市計画課長)

はい。その項目がマスタープランに掲載されていることによって、市の予算付けに反映されたり、国や県へ要望の裏づけとして行くことができます。

シートのおその他欄には、別の地域のことで書いていただいて構いません。他の地域の地域別構想を策定する際の資料とさせていただきます。

(会長)

他にありますか。

(委員)

都市計画区域に設定されると、都市計画税が発生すると聞くがどうなのか。

(清水課長)

都市計画区域に設定されますと、都市施設(都市公園など)の整備が可能となります。それと同時に開発することに対して生活環境を守る規制が働いてきます。例えば、真田地域と武石地域では住宅を建てる場合、現在は建築確認申請がいりませんが、都市計画区域になるとそれが必要になってきます。ある程度のルールの中で計画的に宅地化等を進めることができるようになります。

委員のおっしゃるとおり都市計画区域になりますと、条例に基づき固定資産課税標準額の0.2%の都市計画税がかかります。固定資産税は現在、1.4%ですから1.6%になるということです。都市計画税は、都市計画区域の建物と土地に課税されます。主には宅

地に課税され、山林や青色農地には課税されません。

(会長)

今日はじめてということですので分かりづらいところもあると思います

(委員)

都市計画税は、真田と武石になくて上田と丸子にはあるとの説明があった。その恩恵を受けているのは真田、武石の人と同じではないか。ここから上田駅に30分で行ける道路環境ができたのは、旧上田市のみなさんが都市計画税を払っていたからということにもなる。都市計画税を払うことに対してはやぶさかではないが、できるだけ先に送ってもらいたいというのが皆さんの本音ではないか。

(都市計画課長)

都市計画税をどうするのかということは、マスタープランを策定する論議とは違う面があるかと思います。都市計画区域の設定がどうかたちにまとまるのかは、これから皆さんとの話し合いの中で方針が決められていきます。マスタープランが平成20年にまとまったからといって再来年(平成21年)から都市計画区域に決めるというのは難しいと思います。

都市計画区域は県が審議会にかけて決定することになっています。現在、合併によって県内ではいくつもこのような状況となっているようです。

マスタープランに都市計画区域について何かしらのことが書かれたとします。また仮に都市計画区域について住民のみなさんに説明して理解が得られ、何年ごろまでに区域設定するということになったとします。その時には、次の段階として都市計画税のことや何を地域のためにやるのかなどを議論して、住民のみなさんに納得してもらってから、市として進めていくべきものと考えています。マスタープランで決まったからすぐに都市計画区域が決定されるという問題にはなりません。今の段階でははっきり言えない面が多々ありますので、その段階で議論をお願いすることになるかと思います。

(委員)

今までの固定資産税に都市計画税が加わると、今まで14,000円払っていた人が16,000円を払うことになるということですよ。そのようなことも承知して議論したほうがよい。

(委員)

市民アンケート調査の質問のなかの回答事項に「周りの人たちが賛成であれば、決まりをつくったほうがよい」というくだりがあるが、周りの人たちとはどのような範囲の人のことを指すのか。

(調査計画担当係長)

昨年度アンケート調査した結果ですが、私どもの質問するアンケートの趣旨と受け止める方の趣旨が必ずしも一致しているとは限りません。この項目については、ご近所の意味合いで私どもは質問しています。比較的狭い地域の地区計画を想定して、真田地域全体という意味ではなく40戸とか50戸という集落のなかを想定した「周りの人たち」として質問しています。

(都市計画課長)

積極的ではないが、地区全体でルールが決まれば従っていこうといった捉え方です。

(会長)

都市計画制度に絡んでこういう質問になっているのですか。それとも漠然とした質問なのでしょうか。

(都市計画課長)

漠然とした意味もありますが、半分は制度的な意味もあります。

まちづくりのルールにもいろいろあります。都市計画法に基づく地区計画制度のよう

な縛りのきついルールもありますし、また住民のみなさんがその集落の中で基本的なルールを決めるまちづくり協定や建築協定といったものもまちづくりルールに含まれます。ここで言うのは、ある程度のルールとした後者の意味で質問しています。

(会長)

他にありますか。なければ、都市計画課のみなさんはこれで退席されます。

(2) 上田市図書館基本構想の答申について

(会長)

上田市図書館基本構想の答申について事務局お願いします。

(教育事務所長)

- ・上田市図書館基本構想の答申書【資料5】の説明

主に中間答申書の内容に追加された部分の説明

第6章 これからの図書館運営

- 1 運営のあり方
- 2 利用者の立場に立った運営
- 3 市民の参画・協働による運営

(会長)

只今の答申書の説明に対して、ご質問やご意見などございますか。報告ということですので、この問題についてはこれで終わります。

(3) 真田地域における図書館施設整備に関する意見書について

(会長)

上田市図書館基本構想の答申書が出されたわけですが、この協議会では前回まで真田地域の図書館整備構想についての審議を行い、協議会としての方向がまとまりました。この機会に「真田地域における図書館施設整備に関する意見書」を提出したらどうかと考えます。

地域自治センター条例では「地域協議会は、対象地域に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べるができるものとする。」とされ、「市長等は地域協議会からの意見の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。」とされています。従って、合併前からの懸案事項である図書館整備については、協議会としての方向をまとめただけでなく、市長に意見書として提出することを提案するわけですがいかがでしょうか。

特になければ、意見書を提出することにご了解いただいたとしてよろしいでしょうか。

- 全委員承認 -

(会長)

素案については、事務局に作成してもらいましたので、これから配布し、事務局から説明をしてもらいます。その上でご意見をいただき、さらに持ち帰っていただいて、意見等がありましたら事務局へ連絡いただければと思います。

(地域政策係長)

- ・意見書「真田地域における図書館施設整備に関する意見(案)」の説明  
(意見内容は次のとおりです)

別紙

## 意見内容(案)

真田地域協議会は、旧真田町時代からの懸案事項である図書館施設の整備について、これまでの経緯とともに、本年5月に上田市社会教育委員がとりまとめた「上田市図書館基本構想」の中間報告を踏まえ、6月以降3回にわたって集中的に論議を行い、本地域協議会としての「真田地域における図書館施設の整備に関する意見」を下記のとおり取りまとめました。

上田市においては、本地域協議会の意見を踏まえ、真田地域の図書館施設整備が早期に実現されるよう、特段の取り組みを希望いたします。

### 記

1. 真田地域における図書館施設の整備は、市町村合併前からの地域課題であり、建設のための基金造成も行われてきたところでもあります。

上記の中間報告において、真田地域への図書館施設の設置が提言されたことから、これまでの真田地域における施設整備に向けた取り組みとともに、合併により一時的に計画を留保した経緯を尊重いただき、早期に施設整備が実現されるよう強く要望いたします。

2. 図書館施設の整備にあたっては、利用者の視点に立った利用者本位の施設とすべきと考え、利用者の利便性や今後の施設の活用策等を併せて検討を行った結果、多くの公共施設が集中しており、他施設との連携が図れる真田公民館に隣接した真田運動公園周辺の市有地に新たな施設を整備することが望ましいと判断いたしました。

3. 施設の規模等については、中間報告にありますとおり、徒に大きな施設とするのではなく、6万冊の蔵書を基本として、これまで多くの利用者から好評を得ている児童図書の充実や、真田氏発祥の郷として真田氏関連の図書を網羅するなどの他、地域の図書ボランティアの活動を更に広げるとともに、「平塚らいてうの家」とのタイアップによる文化交流の拠点機能を持たせる等、真田地域ならではの特色や個性が反映された蔵書・機能を持った図書館となるよう整備することが望まれます。

会長からもございましたとおり、この意見書の内容についてはこの場で修正する部分があればご指摘いただくのと併せまして、今週いっぱいを目処に事務局に直す点、追記すべき点等ありましたらご連絡いただければ、検討させていただき対応させていただきますのでよろしくをお願いします。

(会長)

この場でご意見ありましたらお願いします。

何かありましたら今週いっばいに事務局まで連絡するというごことをお願いします。

(4)その他

(会長)

その他で何かありますか。

無いようですので会議事項についてはこれで終了です。

5 その他

(副会長)

その他ということで事務局お願いします。

(地域政策係長)

次回の協議会についてですが、概ね1ヵ月後の10月22日の週に設定させていただきたいと思います。現時点で都合の悪い日を教えていただき、無ければ会長・副会長と協議して日程を決めさせていただきますのでよろしくをお願いします。

(副会長)

10月22日の週に開催させていただきます。事務局他にありますか。

(地域政策係長)

本年度、地域づくり委員会で出されました要望事項をまとめたものをお配りしました。本日説明のありました都市マスタープランの地域別構想を作成していく上で、地域ではどのような課題を抱えているかを各委員に把握していただく参考資料としてください。要望に対する回答については、現在担当課で作成しておりますので、今後の協議会でお示ししたいと考えています。

(委員)

地域づくり委員会の要望書と都市計画マスタープラン意見記入シートとは別に考えるものなんでしょうか。

(地域政策係長)

マスタープランの策定に向けての参考資料としてお配りしました。この要望書は都市計画課に提出しているものではありません。地域づくり委員会からの要望を地域の声として汲んでいただいて都市計画マスタープランの中に含めていただければという意味で委員にお示しました。

(委員)

地域づくり委員会の要望数が少ないと思うが全部を載せていないということか。

(地域政策係長)

あくまでも都市マスタープラン策定に向けての大きなまちづくりといった観点から、補修要望とか細かな要望については削除しています。ある程度規模の大きくて、全地域的な観点で抽出しています。都市計画マスタープランに掲載できるような要望を抜粋しました。

(委員)

真田公民館(自治会)と真田公民館(旧真田町文化会館)の名称について紛らわしい。

(地域振興課長)

広域避難場所の説明の時に、名称がまぎらわしいというご指摘がありましたので、有

線放送では真田公民館（旧文化会館）と放送するなどの対応をしています。住民にとって紛らわしいことは承知していますので今後、条例改正を検討していきます。

（教育事務所長）

教育委員会部局でもはっきりと区別できるよう条例改正を検討しているところです。今後、センター長と相談するなかで3月議会に条例改正する方向で進めてまいりたい。

（委員）

都市計画マスタープランの意見記入シートについては、無記名でよいとのことですが、裏を返せば、書いた内容についてはある面、無記名だから担当者は取り上げなくてもよいという下心があるのではないか。

（地域政策係長）

今回の都市マスに関する資料は、先ほど説明した都市計画課で作成していますので、無記名とすることにどのような意図があるのか事務局では把握していません。都市マスの地域別構想策定に向け、委員から出された意見を無にするようなことはありませんので、多くの意見を書いていただきたいと思います。

（委員）

都市計画マスタープラン意見記入シートへは、具体的な内容を記載してほしいと説明がありました。これはとても書きやすいわけで、沢山の要望を書いて提出すべきである。

## 6 閉会

（副会長）

他になければ、大変お疲れ様でした。各委員には、10月5日までに都市マスタープランの意見記入シートの提出をお願いします。

以上で第5回の協議会を閉じます。